



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第33号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(4)(税務課)..... 1

——— 公布された条例のあらまし ———

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 次の条例で定める使用等のうち消費税法の規定により非課税等とされるもの以外のものに係る使用料等の額を消費税及び地方消費税を含めた額で表記することとした。

- (1) 鳥取県行政財産使用料条例
- (2) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例
- (3) 鳥取県国有地使用料徴収条例
- (4) 鳥取県道路占用料徴収条例
- (5) 鳥取県都市公園条例
- (6) 鳥取県海岸占用料等徴収条例
- (7) 鳥取県流水占用料等徴収条例
- (8) 鳥取県砂防指定地等管理条例
- (9) 鳥取県漁港管理条例
- (10) 鳥取県港湾管理条例
- (11) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
- (12) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例

2 この条例は、平成16年 4月 1日から施行することとした。

条 例

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第 4 号

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の初日の属する年の前年分の相続税課税標準価格等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に100分の4を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあっては、<u>使用する土地の1平方メートル当たりの価格に1,000分の42を乗じて得た額</u>）をいう。</p> <p>5～8 略</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の初日の属する年の前年分の相続税課税標準価格等を勘案して知事が別に定める額をいう。）に100分の4を乗じて得た額をいう。</p> <p>5～8 略</p> <p>9 <u>土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、この表（備考8を除く。）の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。</u></p>

（鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第36条、第39条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～5 略</p> <p>6 関係事業者施設用地の利用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、<u>1,303円</u>とするものとする。</p>	<p>別表（第36条、第39条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～5 略</p> <p>6 関係事業者施設用地の利用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、<u>この表の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額</u>とするものとする。</p>

（鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正）

第3条 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の

改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表（第2条関係） 1 占用料					別表（第2条関係） 1 占用料						
区 分	単 位	占用料				区 分	単 位	占用料			
		金額						金額			
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用				市・町村の区域			
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域			市の区域	町村の区域		
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1,050円	808円			1,000円	770円	
	第2種電柱	1本につき1年	1,600円	1,200円	1,680円	1,260円			1,600円	1,200円	
	第3種電柱	1本につき1年	2,200円	1,600円	2,310円	1,680円			2,200円	1,600円	
	その他の柱類		72円	53円	75円	55円			72円	53円	
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円			4,400円	1,100円
		その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円			1,400円	1,100円
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの		190円	140円	199円	147円			190円	140円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	480円	360円	504円	378円			480円	360円
		外径が1メートル以上のもの		950円	710円	997円	745円			950円	710円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円			1,100円	850円	
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円			4,400円	1,100円	
	通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円			150円	90円	
	略										
	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	180円	273円	189円			260円	180円	
	その他の工作物		260円	180円	273円	189円			260円	180円	
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	7円	10円	8円			9円	7円	
	放牧場又は魚介養殖場		4円	3円	5円	4円			4円	3円	
	その他のもの		130円	80円	136円	84円			130円	80円	
2 略											
備考											
1 この表において「非課税とされる占用」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用をいう。											
2 略											
3 略											
4 略											
5 略											
6 略											
7 略											
2 略											
備考											
1 略											
2 略											
3 略											
4 略											
5 略											
6 略											
7 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされ											

る土地の占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表(備考6を除く。)の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額が100円未満である場合にあっては、100円)とするものとする。

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前										
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)										
区 分	単 位	占 用 料				区 分	単 位	占 用 料								
		非課税とされる占 用		非課税とされる占 用以外の占用				市 的 区 域		町 村 的 区 域						
		市の区域	町村の区 域	市の区域	町村の区 域			市の区域	町 村 的 区 域	市の区域	町 村 的 区 域					
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1,000円	770円	1,050円	808円	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1,000円	770円	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1,000円	770円			
	第2種電柱	1,600円	1,200円	1,680円	1,260円		第2種電柱	1,600円	1,200円		第2種電柱	1,600円	1,200円			
	第3種電柱	2,200円	1,600円	2,310円	1,680円		第3種電柱	2,200円	1,600円		第3種電柱	2,200円	1,600円			
	第1種電話柱	930円	690円	976円	724円		第1種電話柱	930円	690円		第1種電話柱	930円	690円			
	第2種電話柱	1,500円	1,100円	1,575円	1,155円		第2種電話柱	1,500円	1,100円		第2種電話柱	1,500円	1,100円			
	第3種電話柱	2,100円	1,500円	2,205円	1,575円		第3種電話柱	2,100円	1,500円		第3種電話柱	2,100円	1,500円			
	その他の柱類	72円	53円	75円	55円		その他の柱類	72円	53円		その他の柱類	72円	53円			
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	10円	7円	11円		8円	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年		10円	7円	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	10円	7円
	地下電線その他 地下に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	5円	4円	6円		5円	地下電線その他 地下に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年		5円	4円	地下電線その他 地下に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	5円	4円
	路上に設ける変 圧器	1個につき 1年	700円	520円	735円		546円	路上に設ける変 圧器	1個につき 1年		700円	520円	路上に設ける変 圧器	1個につき 1年	700円	520円
地下に設ける変 圧器	占用面積1 平方メートル につき1年	480円	360円	504円	378円	地下に設ける変 圧器	占用面積1 平方メートル につき1年	480円	360円	地下に設ける変 圧器	占用面積1 平方メートル につき1年	480円	360円			
変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき 1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき 1年	1,400円	1,100円	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき 1年	1,400円	1,100円			
郵便差出箱及び 信書便差出箱		600円	450円	630円	472円	郵便差出箱及び 信書便差出箱		600円	450円	郵便差出箱及び 信書便差出箱		600円	450円			
広告塔	表示面積1 平方メートル につき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	広告塔	表示面積1 平方メートル につき1年	4,400円	1,100円	広告塔	表示面積1 平方メートル につき1年	4,400円	1,100円			
その他のもの	占用面積1 平方メートル につき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円	その他のもの	占用面積1 平方メートル につき1年	1,400円	1,100円	その他のもの	占用面積1 平方メートル につき1年	1,400円	1,100円			
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.1メー トル未満のもの	48円	36円	50円	37円	法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.1メー トル未満のもの	48円	36円	法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.1メー トル未満のもの	48円	36円			
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの	72円	53円	75円	55円		外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの	72円	53円		外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの	72円	53円			
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	95円	71円	99円	74円		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	95円	71円		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	95円	71円			
	外径が0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの	190円	140円	199円	147円		外径が0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの	190円	140円		外径が0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの	190円	140円			
	外径が0.4メー						外径が0.4メー				外径が0.4メー					

		階数が4 以上のもの	得た額	得た額	得た額	得た額			階数が4 以上のもの	得た額	得た額
			Aに 0.013を 乗じて得 た額	Aに 0.016を 乗じて得 た額	Aに 0.01365 を乗じて 得た額	Aに 0.0168を 乗じて得 た額				Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
		その他のもの	Aに 0.006を 乗じて得 た額	Aに 0.008を 乗じて得 た額	Aに 0.0063を 乗じて得 た額	Aに 0.0084を 乗じて得 た額			その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額

備考

1 この表において「非課税とされる占用」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる占用をいう。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第5条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第3（第8条関係）				別表第3（第8条関係）			
区 分	単 位	使用料		区 分	単 位	使用料	
		非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等			金額	金額
法第5条第2項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,102円	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円
略					略		
法第6条	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	1,575円	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円
	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	945円	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円
	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円	78円	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円	115円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類す	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	157円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類す	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類す	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	315円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類す	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	300円

第1項又は第3項の許可	るもの	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	798円
		外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	1,438円
		ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	3,538円
	郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	483円	
	公衆電話所	1個につき1年	1,500円	1,575円	
	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	3円	4円	
	標識	1本につき1年	1,500円	1,575円	
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,102円	
1平方メートルにつき1日		3円	4円		
略					

備考

- 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第2項の許可に係る公園施設の設置及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 略
- 略
- 略

第1項又は第3項の許可	るもの	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年		760円
		外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年		1,370円
		ハンドホール又はマンホール	1個につき1年		3,370円
	郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年		460円	
	公衆電話所	1個につき1年		1,500円	
	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日		3円	
	標識	1本につき1年		1,500円	
	その他のもの	1平方メートルにつき1年		1,050円	
1平方メートルにつき1日			3円		
略					

備考

- 略
- 略
- 略
- 法第5条第2項の許可に係る公園施設の設置及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、この表（備考3を除く。）の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。

（鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正）

第6条 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前				
別表（第2条関係） 1 占用料						別表（第2条関係） 1 占用料				
区 分	単 位	占用料				区 分	単 位	占用料		
		金額						金額		
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用				市の区域	町村の区域		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域					
第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1,050円	808円	第1種電柱	1,000円	770円		
第2種電柱		1,600円	1,200円	1,680円	1,260円	第2種電柱	1,600円	1,200円		
第3種電柱		2,200円	1,600円	2,310円	1,680円	第3種電柱	2,200円	1,600円		
その他の柱類		72円	53円	75円	55円	その他の柱類	72円	53円		
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円

工作物の設置を伴うもの	水管、水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	190円	140円	199円	147円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円	360円	504円	378円
		外径が1メートル以上のもの	950円	710円	997円	745円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
	通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円
	建物	260円	180円	273円	189円	
その他の工作物	260円	180円	273円	189円		
工作物の設置を伴わないもの	耕地	9円	7円	10円	8円	
	放牧場又は魚介養殖場	4円	3円	5円	4円	
	貯木場	4円	3円	5円	4円	
	その他のもの	130円	80円	136円	84円	

2 略
備考
1 略
2 この表において「非課税とされる占有」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる占有をいう。
3 略
4 略
5 略
6 略
7 略

工作物の設置を伴うもの	水管、水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	190円	140円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円	360円
		外径が1メートル以上のもの	950円	710円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円
	通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	150円	90円
	建物	260円	180円	
その他の工作物	260円	180円		
工作物の設置を伴わないもの	耕地	9円	7円	
	放牧場又は魚介養殖場	4円	3円	
	貯木場	4円	3円	
	その他のもの	130円	80円	

2 略
備考
1 略
2 略
3 略
4 略
5 略
6 略
7 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる占有以外の占有に係る1件の占有料の額は、この表(備考6を除く。)の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額が100円未満である場合にあっては、100円)とするものとする。

(鳥取県流水占有料等徴収条例の一部改正)

第7条 鳥取県流水占有料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後						改正前			
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)			
1 略						1 略			
2 土地占有料						2 土地占有料			
区分	単位	占有料				区分	単位	占有料	
		金額						金額	
		非課税とされる占有	非課税とされる占有以外の占有	市の区域	町村の区域			市の区域	町村の区域
第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1,050円	808円	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円
第2種電柱		1,600円	1,200円	1,680円	1,260円	第2種電柱		1,600円	1,200円
第3種電柱		2,200円	1,600円	2,310円	1,680円	第3種電柱		2,200円	1,600円
その他の柱類		72円	53円	75円	55円	その他の柱類		72円	53円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円

塔類	その他の塔	占用面積1 平方メートル につき1 年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
			190円	140円	199円	147円
工作物の設置を伴うもの	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	480円	360円	504円	378円
			950円	710円	997円	745円
標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	
通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円	
建物	260円	180円	273円	189円		
その他の工作物	260円	180円	273円	189円		
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	9円	7円	10円	8円	
	放牧場又は魚介養殖場	4円	3円	5円	4円	
	貯木場	4円	3円	5円	4円	
	その他のもの	130円	80円	136円	84円	

3 略

備考

1 略

2 この表において「非課税とされる占用」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用をいう。

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

塔類	その他の塔	占用面積1 平方メートル につき1 年	1,400円	1,100円
			190円	140円
工作物の設置を伴うもの	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	480円	360円
			950円	710円
標識	1本につき1年	1,100円	850円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	
通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	
建物	260円	180円	189円	
その他の工作物	260円	180円	189円	
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	9円	7円	
	放牧場又は魚介養殖場	4円	3円	
	貯木場	4円	3円	
	その他のもの	130円	80円	

3 略

備考

1 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用以外の占用に係る1件の土地占用料の額は、この表(備考7を除く。)の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額が100円未満である場合にあっては、100円)とするものとする。

(鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第8条 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表(第10条関係)					別表(第10条関係)				
1 略					1 略				
2 占用料					2 占用料				
区 分	単 位	占用料				区 分	単 位	占用料	
		金額						金額	
		非課税とされる占 用	非課税とされる占 用以外の占用	市の区域	町村の区 域			市の区域	町村の区 域
第1種電柱		1,000円	770円	1,050円	808円	第1種電柱		1,000円	770円

工作物の設置を伴うもの	第2種電柱	1本につき	1,600円	1,200円	1,680円	1,260円	
	第3種電柱	1年	2,200円	1,600円	2,310円	1,680円	
	その他の柱類		72円	53円	75円	55円	
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
		その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
	水管、水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円	199円	147円
			長さ1メートル以上1メートル未満のもの	480円	360円	504円	378円
			外径が1メートル以上のもの	950円	710円	997円	745円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円	
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	
通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円		
略							
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	180円	273円	189円		
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	130円	80円	136円	84円		

備考

1 この表において「非課税とされる占用」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる砂防設備等の占用をいう。

- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略

工作物の設置を伴うもの	第2種電柱	1本につき	1,600円	1,200円	
	第3種電柱	1年	2,200円	1,600円	
	その他の柱類		72円	53円	
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円
		その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円
	水管、水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円
			長さ1メートル以上1メートル未満のもの	480円	360円
			外径が1メートル以上のもの	950円	710円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	
通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円		
略					
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	180円		
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	130円	80円		

備考

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

7 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる砂防設備等の占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表(備考6を除く。)の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額が100円未満である場合にあっては、100円)とするものとする。

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第9条 鳥取県漁港管理条例(昭和34年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後

別表第1(第13条関係)

区 分		占用料		
		単 位	金 額	
			非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用
建物	占用面積1平方メートルにつき1年	550円	577円	
第1種電柱	1本につき1年	1,000円	1,050円	
第2種電柱		1,600円	1,680円	
第3種電柱		2,200円	2,310円	
その他の柱類		72円	75円	
工作物の設置を伴うもの 水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	190円	199円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円	504円	
	外径が1メートル以上のもの	950円	997円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	4,620円	
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	550円	577円	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1月	45円	47円	

備考

- 1 この表において「非課税とされる占用」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる占用をいう。
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

別表第2(第16条関係)

- 1 略
- 2 占用料

区 分		占用料		
		単 位	金 額	
			非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用
建物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	273円	
第1種電柱	1本につき1年	1,000円	1,050円	
第2種電柱		1,600円	1,680円	
第3種電柱		2,200円	2,310円	
その他の柱類		72円	75円	
工作物の設置を伴うもの 公共空地 水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	190円	199円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円	504円	
	外径が1メートル以上のもの	950円	997円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	4,620円	

改 正 前

別表第1(第13条関係)

区 分		占用料		
		単 位	金 額	
			非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用
建物	占用面積1平方メートルにつき1年		550円	
第1種電柱	1本につき1年		1,000円	
第2種電柱			1,600円	
第3種電柱			2,200円	
その他の柱類			72円	
工作物の設置を伴うもの 水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの		190円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	480円	
	外径が1メートル以上のもの		950円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		4,400円	
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		550円	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1月		45円	

備考

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表(前号を除く。)の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額が100円未満である場合にあっては、100円)とするものとする。

別表第2(第16条関係)

- 1 略
- 2 占用料

区 分		占用料		
		単 位	金 額	
			非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用
建物	占用面積1平方メートルにつき1年		260円	
第1種電柱	1本につき1年		1,000円	
第2種電柱			1,600円	
第3種電柱			2,200円	
その他の柱類			72円	
工作物の設置を伴うもの 公共空地 水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの		190円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	480円	
	外径が1メートル以上のもの		950円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		4,400円	

	その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	273円
	工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	130円	136円
水域		占用面積1平方メートルにつき1年	130円	136円

備考

- 1 略
- 2 非課税とされる占用、第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱並びに表示面積とは、それぞれ別表第1の備考1から3までに規定する非課税とされる占用、第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱並びに表示面積をいうものとする。
- 3 略
- 4 別表第1の備考4から6までの規定は、土砂採取料等の額について準用する。

	その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円
	工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	130円
水域		占用面積1平方メートルにつき1年	130円

備考

- 1 略
- 2 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱並びに表示面積とは、それぞれ別表第1の備考2及び3に規定する第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱並びに表示面積をいうものとする。
- 3 略
- 4 別表第1の備考3、4及び6の規定は、土砂採取料等の額について準用する。

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第10条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後		改 正 前			
別表第1(第5条関係)		別表第1(第5条関係)			
	港湾施設の種類	区 分	使用料		
			単 位	金 額	
岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場以外	外航船舶	係留時間が6時間以下の場合	3円	
			総トン数が5トン以上	係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円50銭
				係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円
			係留時間が24時間を超える場合	6円に24時間を超える部分6時間までごとに1円50銭を加算した額	
		外航船舶以外	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合	3円15銭
				係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円72銭
			貨物の一時置場として使用する場合	係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円30銭
				係留時間が24時間を超える場合	6円30銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円57銭5厘を加算した額
				使用面積1平方メートルにつき使用期間(荷役の日を除く。)のうち15日までの1日	6円30銭
				使用面積1平方メートルにつき使用期間(荷役の日を除く。)のうち15日を超える1日	8円40銭

鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	長さが10メートル未満の船舶を係留するとき。	1隻につき1日	1,500円	
		1隻につき1月	15,000円	
		1隻につき1年	150,000円	
	長さが10メートル以上の船舶を係留するとき。	1隻につき1日	1,800円	
		1隻につき1月	18,000円	
		1隻につき1年	180,000円	
ボートバーク	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,000円	
		1隻につき1年	80,000円	
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	12,000円	
		1隻につき1年	120,000円	
荷役機械	1時間につき	5,000円		
	1週間につき	224,000円		
上屋	一般使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日までの1日	11円50銭	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日を超え15日までの1日	16円80銭	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち15日を超え30日までの1日	22円	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	28円30銭	
	専用使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき1月	451円	
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵があるとき。	使用面積10平方メートルにつき1日	18円90銭
		防塵柵がないとき。		10円50銭
	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵があるとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	29円40銭
		防塵柵がないとき。		31円50銭
船舶のための給水施設	知事が別に定める時間内に使用する場合	外航船舶	給水量1立方メートルにつき	484円
		外航船舶以外の船舶		508円
	知事が別に定める時間外に使用する場合	外航船舶		726円
		外航船舶以外の船舶		762円
	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	710円	

港湾 施設 用地	工作 物を 設置 する 場合	第1種電柱	1,000円	
		第2種電柱	1,600円	
		第3種電柱	1本につき1年 2,200円	
		その他の柱 類	72円	
	水管、下 水道 管、ガス 管その 他の管 類	外径が 0.4 メー トル 未満 のも の	長さ1メートルにつき 1年	190円
		外径が 0.4 メー トル 以上 1メー トル 未満 のも の		480円
		外径が1 メー トル 以上 のも の		950円
	看板又は広 告板	表示面積1平方メー トルにつき1年	4,400円	
	その他の工 作物	使用面積1平方メー トルにつき1年	710円	
	工作物を設置しな い場合	使用面積1平方メー トルにつき1月	60円	

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾 施設 の種 類	区 分		使 用 料		
			単 位	金 額	
岸壁 及び 物揚 場	鳥取 港の 商港 区内 の7 号岸 壁及 び物 揚場 以外 の岸 壁及 び物 揚場 を使 用す る場 合	外航 船舶 総ト ン数 が5 トン 以上 の船 を係 留す るとき	外航 船舶 1ト ンに つき	係留時間が6時 間以下の場合	3円
				係留時間が6時 間を超え12時間 以下の場合	4円50銭
				係留時間が12時 間を超え24時間 以下の場合	6円
				係留時間が24時 間を超える場合	6円に24時間を超える部分 6時間までごとに1円50銭 を加算した額
		外航 船舶 以外 の船 	総ト ン数 1ト ンに つき	係留時間が6時 間以下の場合	3円15銭
				係留時間が6時 間を超え12時間 以下の場合	4円72銭
				係留時間が12時 間を超え24時間 以下の場合	6円30銭
				係留時間が24時 間を超える場合	6円30銭に24時間を超える 部分6時間までごとに1円 57銭5厘を加算した額
		貨物の一時 置場として 使用すると き。	使用面積1平方メー トルにつき使用期間(荷 役の日を除く。)のう ち15日までの1日		6円30銭
				使用面積1平方メー トルにつき使用期間(荷 役の日を除く。)のう ち15日を超える1日	8円40銭

鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	長さが10メートル未満の船舶を係留するとき。	1隻につき1日	1,500円	
		1隻につき1月	15,000円	
		1隻につき1年	150,000円	
	長さが10メートル以上の船舶を係留するとき。	1隻につき1日	1,800円	
		1隻につき1月	18,000円	
		1隻につき1年	180,000円	
ボートパーク	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,000円	
		1隻につき1年	80,000円	
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	12,000円	
		1隻につき1年	120,000円	
荷役機械	1時間につき	5,000円		
	1週間につき	224,000円		
上屋	一般使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日までの1日	11円50銭	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日を超え15日までの1日	16円80銭	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち15日を超え30日までの1日	22円	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	28円30銭	
	専用使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき1月	451円	
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵があるとき。	使用面積10平方メートルにつき1日	18円90銭
		防塵柵がないとき。	使用面積10平方メートルにつき1日	10円50銭
	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵があるとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	29円40銭
			使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	39円90銭
		防塵柵がないとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	21円
			使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	31円50銭
船舶のための給水施設	知事が別に定める時間内に使用する場合	外航船舶	484円	
		外航船舶以外の船舶	508円	
	知事が別に定める時間外に使用する場合	外航船舶	726円	
		外航船舶以外の船舶	762円	

2 港湾施設用地

区 分		使用料			
		単 位	金 額		
			非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工作物を設置する場合	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	710円	745円	
	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	1,050円	
	第2種電柱		1,600円	1,680円	
	第3種電柱		2,200円	2,310円	
	その他の柱類		72円	75円	
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	199円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	504円
		外径が1メートル以上のもの		950円	997円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	4,620円	
	その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	710円	745円	
工作物を設置しない場合		使用面積1平方メートルにつき1月	60円	63円	

備考

- この表において「非課税とされるもの」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 略
- 略
- 略
- 略

備考

- 略
- 略
- 略
- 略
- 港湾施設用地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、この表（前号を除く。）の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区 分		占用料					
		単 位	金 額				
			非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域		
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1,050円	808円	
	第2種電柱		1,600円	1,200円	1,680円	1,260円	
	第3種電柱		2,200円	1,600円	2,310円	1,680円	
	その他の柱類		72円	53円	75円	55円	
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
		その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円	199円	147円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	360円	504円	378円
		外径が1メートル以上のもの		950円	710円	997円	745円

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区 分		占用料			
		単 位	金 額		
			市の区域	町村の区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	
	第2種電柱		1,600円	1,200円	
	第3種電柱		2,200円	1,600円	
	その他の柱類		72円	53円	
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	
	その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	360円	
	外径が1メートル以上のもの		950円	710円	

	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円						
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円						
	通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円						
	建物	占有面積1平方メートルにつき1年	260円	180円	273円	189円						
	その他の工作物		260円	180円	273円	189円						
工作物の設置を伴わないもの	耕作地		9円	7円	10円	8円						
	魚介養殖場	占有面積1平方メートルにつき1年	4円	3円	5円	4円						
	貯木場		4円	3円	5円	4円						
	その他のもの		130円	80円	136円	84円						

2 略
備考
1 非課税とされるもの並びに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1の備考1に規定する非課税とされるもの並びに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいうものとする。
2～5 略
6 別表第1の備考5の規定は、占用料等の額について準用する。

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(着陸料及び停留料の徴収)			(着陸料及び停留料の徴収)		
第16条 略			第16条 略		
2 前項の着陸料又は停留料の額は、別表第1に定める金額とする。			2 前項の着陸料又は停留料の額は、別表第1に定める金額にそれぞれ100分の105を乗じて得た金額とする。 ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第7条第1項の規定により消費税を免除することとされる航空機に係るものにおいては、同表に定める金額とする。		
3 略			3 略		
別表第1(第16条関係)			別表第1(第16条関係)		
区 分	金 額		区 分	金 額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機			
	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額 (1) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額 (1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額		1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額 (1) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額 ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円 イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円 ウ 100トンを超え200トン以下の重量に	

着陸料	<p>料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,700円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。)を相加平均して得た値(1EPNデシベル未満の端数があるときは、1EPNデシベルとして計算する。以下同じ。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p>	<p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,155円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,575円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,785円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,890円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に3,570円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,050円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し735円</p>	着陸料	<p>については、1トンごとに1,700円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(1EPNデシベル未満の端数があるときは、1EPNデシベルとして計算する。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに590円</p>
-----	--	--	-----	--

	<p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに590円</p>	<p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに619円</p>		
<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間(24時間未満は、24時間として計算する。以下同じ。)ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円</p> <p>(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円</p> <p>(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円</p> <p>2 23トンを超える航空機</p> <p>(1) 25トン以下の重量については、</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し850円</p> <p>(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し850円</p> <p>(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに31円</p> <p>2 23トンを超える航空機</p> <p>(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに94円</p> <p>(2) 25トンを超え100トン以下の重</p>	<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間(24時間未満は、24時間として計算する。)ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円</p> <p>(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円</p> <p>(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円</p> <p>2 23トンを超える航空機</p> <p>(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円</p> <p>(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円</p> <p>(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円</p>

1 トンごとに90円	量については、1
(2) 25トンを超え	トンごとに84円
100トン以下の重	(3) 100トンを超
量については、1	える重量について
トンごとに80円	は、1トンごとに
(3) 100トンを超	73円
える重量について	
は、1トンごとに	
70円	

備考

- この表において「免税とされる航空機」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第7条第1項の規定により消費税を免除することとされる航空機をいう。
- 重量1トン未満は、1トンとして計算する。

備考 重量1トン未満は、1トンとして計算する。

（鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第12条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院における使用料及び手数料の徴収）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額）及び平成6年厚生省告示第237号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）に基づき、同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で</p>	<p>（病院における使用料及び手数料の徴収）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額にそれぞれ100分の105を乗じて得た金額（別表第1の2及び3のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの）にあっては、同表に定める金額）によるほか、平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額）及び平成6年厚生省告示第237号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）に基づき、同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以</p>

企業管理規程で定める額)とする。

3 略

別表第1(第5条関係)

1 診断料及び検案料

区 分	金 額
健康診断	1件につき 4,515円
恩給年金診断	1件につき 4,515円
死体検案	1件につき 9,765円
変死体検案	1件につき 17,640円

2 略

3 特別入院施設料

区 分			金額(1床1日につき)	
			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
鳥取県立中央病院	個室	甲	8,000円	8,400円
		乙	4,000円	4,200円
鳥取県立厚生病院	個室		4,000円	4,200円

4 非紹介患者初診加算料

区 分	金 額
平成6年厚生省告示第236号(健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養)第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 420円

備考 3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

別表第2(第5条関係)

区 分	金 額
-----	-----

外の療養等(以下「課税療養等」という。)に係る使用料(別表第1に定めるものを除く。)の額は、企業管理規程で定める額(課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額)とする。

3 略

別表第1(第5条関係)

1 診断料及び検案料

区 分	金 額
健康診断	1件につき 4,300円
恩給年金診断	1件につき 4,300円
死体検案	1件につき 9,300円
変死体検案	1件につき 16,800円

2 略

3 特別入院施設料

区 分			金 額
	乙	1床1日につき 4,000円	
鳥取県立厚生病院	個室		1床1日につき 4,000円

4 非紹介患者初診加算料

区 分	金 額
平成6年厚生省告示第236号(健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養)第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 400円

別表第2(第5条関係)

区 分	金 額
-----	-----

普通診断書	1通につき	1,995円
健康診断書	1通につき	1,995円
恩給年金診断書	1通につき	5,565円
死亡診断書	1通につき	2,205円
死体検案書	1通につき	4,095円
変死体検案書	1通につき	4,095円
生命保険金受領診断書	1通につき	5,565円
通院入院証明書	1通につき	1,995円
療養費支払証明書	1通につき	1,995円
自動車損害賠償責任保険医療証明書	1通につき	4,200円
通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書	1通につき	1,995円

普通診断書	1通につき	1,900円
健康診断書	1通につき	1,900円
恩給年金診断書	1通につき	5,300円
死亡診断書	1通につき	2,100円
死体検案書	1通につき	3,900円
変死体検案書	1通につき	3,900円
生命保険金受領診断書	1通につき	5,300円
通院入院証明書	1通につき	1,900円
療養費支払証明書	1通につき	1,900円
自動車損害賠償責任保険医療証明書	1通につき	4,000円
通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書	1通につき	1,900円

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。